

令和 5 年度<4 月期生>

獨協医科大学
看護師特定行為研修
受講者募集要項(8 期生)



Brush up Program
for professional

獨協医科大学 SD センター

Dokkyo Medical University Staff Development Center

1. 本学における特定行為研修の目的

地域医療及び高度急性期医療の現場において、医療安全に配慮しつつ、特定行為に必要な専門的な知識および技術を教育し、チーム医療の中心的な存在となり、社会に貢献できる有能な看護師を育成します。特定行為研修修了後は、医師または歯科医師の作成した手順書に従い、一定の診療補助行為の実践が可能となります。

2. 研修目標

- 1) 地域医療及び高度急性期医療の現場において、病態の変化を迅速かつ包括的にアセスメントし、当該特定行為を行ううえでの知識、技術および態度を養う。
- 2) 地域医療及び高度急性期医療の現場において、患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実施する能力を養う。
- 3) 地域医療及び高度急性期医療の現場において、手順書による指示を確認したうえで実施の可否を判断し、適切に実施し報告する能力を養う。
- 4) 地域医療及び高度急性期医療の現場において、問題解決に向けて、多職種と効果的に協働する能力を養う。

3. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験・観察評価に合格すること。
- 2) 共通科目の修了後、選択した区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価、一部の科目では実技試験に合格すること。

なお、本研修修了者には、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、修了した特定区分ごとの修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

4. 履修内容の読み替え

専門看護師教育課程、認定看護師教育課程、看護師特定行為研修、その他大学院等で既に履修した授業科目や時間数の取り扱い並びに受講時間数については、関連する科目の受講にあたり、本研修の教育内容に相当すると特定行為研修管理委員会で判断された場合は、読み替えを決定します。

また、平成22年度及び平成23年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業における研修並びに平成24年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修の受講を修了した者は、共通科目の「臨床病態生理学」「フィジカルアセスメント」「臨床薬理学」は履修証明証の提出により、特定行為研修管理委員会で読み替えを決定します。

5. 定員

定員 20名（各区分の定員は、P4～5 参照）

6. 研修期間と募集時期

1) 研修期間 共通科目 6 ヶ月および区分別科目 6 ヶ月

なお、在籍期間は原則 2 年間とします。

※「4. 履修内容の読み替え」において、共通科目の全て（250 時間）履修の読み替えができた場合は、区分別科目から開始します（当センターの修了生も含む）。

2) 募集時期 年 2 回（4 月 / 10 月）

7. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、研修は、講義、演習および実習によって行われます。

1) 共通科目（必修科目）：特定行為区分に共通して必要とされる能力を学ぶ科目
（研修期間：6 ヶ月 令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月）

共通科目名	時間数
臨床病態生理学	30 時間
臨床推論	45 時間
フィジカルアセスメント	45 時間
臨床薬理学	45 時間
疾病・臨床病態概論	40 時間
医療安全学／特定行為実践	45 時間
合計時間数	250 時間

* 共通科目では e-learning を中心とした講義を受講し、筆記試験に合格する必要があります。また、演習・実習を受講し、観察評価を行います。

2) 区分別科目（選択科目）：各特定行為に必要とされる能力を学ぶ科目

（研修期間：6 ヶ月 令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月）

* 区分別科目は、複数の科目を選択することが可能です。

* 受講開始後の追加の受講も可能です。

* 区分別科目は e-learning を中心とした講義を受講し、筆記試験に合格する必要があります。また、演習の受講あるいは一部実技試験 (OSCE) に合格後に、実習へ進み観察評価を実施します。

* 実習では時間数以外に、患者に対する実技を 5 症例以上実施することが必要となります。

3) 区分別科目（選択科目）一覧

	特定行為区分(21)	特定行為(38)	時間数 (※)	定員
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	①経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9	10
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	②侵襲的陽圧換気の設定の変更	29	10
		③非侵襲的陽圧換気の設定の変更		
		④人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整		
		⑤人工呼吸器からの離脱		
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	⑥気管カニューレの交換	8	10
4	循環器関連	⑦一時的ペースメーカーの操作及び管理	20	2
		⑧一時的ペースメーカーリードの抜去		
		⑨経皮的心肺補助装置の操作及び管理		
		⑩大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度と調整		
5	心嚢ドレーン管理関連	⑪心嚢ドレーンの抜去	8	5
6	胸腔ドレーン管理関連	⑫低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	13	10
		⑬胸腔ドレーンの抜去		
7	腹腔ドレーン管理関連	⑭腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	8	10
8	ろう孔管理関連	⑮胃ろうのカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22	3
		⑯膀胱ろうカテーテルの交換		
9	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	⑰中心静脈カテーテルの抜去	7	10
10	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	⑱末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	8	2
11	創傷管理関連	⑲褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34	10
		⑳創傷に対する陰圧閉鎖療法		
12	創部ドレーン管理関連	㉑創部ドレーンの抜去	5	10
13	動脈血液ガス分析関連	㉒直接動脈穿刺法による採血	13	10
		㉓橈骨動脈ラインの確保		
14	透析管理関連	㉔急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	11	5
15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	㉕持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16	20
		㉖脱水症状に対する輸液による補正		
16	感染に係る薬剤投与関連	㉗感染徴候がある者に対する薬剤の臨時投与	29	10

17	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	⑳インスリンの投与量の調整	16	5
18	術後疼痛管理関連	㉑硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	8	10
19	循環動態に係る薬剤投与関連	㉒持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	28	10
		㉓持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整		
		㉔持続点滴中の降圧剤の投与量の調整		
		㉕持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整		
20	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	㉖抗けいれん剤の臨時的投与	26	10
		㉗抗精神病薬の臨時的投与		
		㉘抗不安薬の臨時的投与		
21	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	㉙抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	17	2
22	在宅・慢性期領域パッケージ	4 行為 ⑥ ⑮ ⑲ ⑳	61	3
23	外科術後病棟管理領域パッケージ	15 行為 ① ② ③ ⑥ ⑫ ⑬ ⑭ ⑰ ⑱ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖	119	2
24	術中麻酔管理領域パッケージ	8 行為 ① ② ⑤ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖	70	5
25	救急領域パッケージ	9 行為 ① ② ③ ④ ⑤ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕	76	5
26	外科系基本領域パッケージ	7 行為 ⑰ ⑲ ㉑ ㉒ ㉔ ㉕ ㉖	95	5
27	集中治療領域パッケージ	10 行為 ① ② ④ ⑤ ⑦ ⑰ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖	76	2
28	精神・栄養ケアモデル	5 行為 ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗	45	5

※) 上表の時間数は、厚生労働省の省令で定められた時間数です。

* 区分別の実習(患者に対する実技 5 症例の実施)においては、原則自施設で実習するようお願いいたします。 獨協医科大学 3 病院以外の施設で実習するにあたっては、実習協力施設としての申請および特定行為の指導者となる医師や症例数等の届出を行います。

8. 受講資格

次の各号に定める要件をすべて満たしていることが必要です。

【必須条件】

- 1) 看護師免許を有すること。
- 2) 看護師の免許取得後、通算 5 年以上の実務経験を有すること。
- 3) 所属長の推薦を有すること。

9. 出願手続き

出願方法

- 1) 獨協医科大学 SD センターホームページの受講申し込み申請フォームより、基本情報の事前登録を令和5年1月16日(月)までに、必ず送信してください。

<https://dept.dokkyomed.ac.jp/dep-m/ine/tokutei/>

- 2) 事前登録を完了させて、ホームページ「獨協医科大学 SD センター看護師特定行為研修」から必要書類をダウンロードしてください。

- 3) ダウンロードした出願書類に、必要事項をすべて記入してください。

※署名および押印箇所以外は、原則パソコンで入力してください。

出願期間 令和4年12月19日(月)～令和5年1月23日(月) 必着

出願提出書類

- 1) 受講願書 (別記様式 1)
- 2) 履歴書 (別記様式 2)
- 3) 受講志願理由書 (別記様式 3)
- 4) 推薦書 (別記様式 4) ※原則として所属長の推薦とします。
- 5) 緊急連絡先届 (別記様式 5)
- 6) 看護師免許 (写) ※A4サイズで印刷し提出してください。
- 7) 共通科目及びその一部を履修したと証明できる書類 ※該当者のみ (修了証および履修科目が表示されたカリキュラム等の写し)

※提出された出願書類は返却いたしません。

出願書類提出方法

〒321-0293

栃木県下都賀郡壬生町北小林 880

獨協医科大学 SD センター 看護師特定行為研修 宛

※必ず「郵便書留」で送付するか、又は直接持参してください。

問い合わせ窓口 TEL : 0282 (87) 2494 (直通)

0282 (86) 1111 (代表) 内線 5481

10. 選考方法

書類選考により行います。選考結果については、本人宛て簡易書留速達にて郵送します。電話等での可否の問い合わせには応じられません。

11. 受講手続き及び受講料等について

受講予定者には、受講手続きについての詳細を後日ご案内します。受講手続き期間及び受講料等は以下のとおりです。受講料等 (消費税込) は、SD センターから送付する納付書で振り込みをお願いします。なお、納入された受講料等は原則として返還いたしません。

受講手続き期間 令和5年3月1日(水)～3月10日(金)

受講料等(税込)

①入講納付金 : 20,400 円

②共通科目の受講料 : 387,600 円(一括納入)

但し、既に履修したと認められた共通科目の受講料については減免があります。

(1時間あたり 1,500 円減免)

③区分別科目の受講料 : (以下の受講料一覧表参照)

【区分別科目 受講料一覧表】

No	区分別科目名	受講料(税込)
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	40,800 円
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	83,700 円
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	37,800 円
4	循環器関連	61,200 円
5	心嚢ドレーン管理関連	29,600 円
6	胸腔ドレーン管理関連	39,800 円
7	腹腔ドレーン管理関連	29,600 円
8	ろう孔管理関連	86,700 円
9	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	23,500 円
10	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	37,800 円
11	創傷管理関連	103,000 円
12	創部ドレーン管理関連	19,400 円
13	動脈血液ガス分析関連	51,000 円
14	透析管理関連	36,800 円
15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	50,000 円
16	感染に係る薬剤投与関連	83,700 円
17	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	48,000 円
18	術後疼痛管理関連	27,500 円
19	循環動態に係る薬剤投与関連	79,600 円
20	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	76,500 円
21	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	53,000 円
22	在宅・慢性期領域パッケージ	179,500 円
23	外科術後病棟管理領域パッケージ	387,600 円
24	術中麻酔管理領域パッケージ	228,500 円
25	救急領域パッケージ	248,000 円
26	外科系基本領域パッケージ	310,000 円
27	集中治療領域パッケージ	248,000 円
28	精神・栄養ケアモデル	126,500 円

*その他の経費： 傷害保険加入費、研修のための宿泊及び交通費、参考図書等

【振込先】

振込口座 足利銀行 おもちゃのまち支店 普通 No. 40784
 口座名義 ドッキョウイカダイガク
 振り込み依頼人名 受講者 氏名

12. 職業実践力育成プログラム (BP) の認定

職業実践力育成プログラム (BP) は、大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通して、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的とし、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が指定するものです。

当センターの看護師特定行為研修は、「在宅・慢性期領域パッケージ」「外科術後病棟管理領域パッケージ」「救急領域パッケージ」「精神・栄養ケアモデル」「術中麻酔管理領域パッケージ」「外科系基本領域パッケージ」において BP の認定を受けています。

13. 専門実践教育訓練給付制度

専門実践教育訓練給付制度は、労働者の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職を図ることを目的とする、厚生労働省の雇用保険の給付制度です。

当センターの看護師特定行為研修は、「在宅・慢性期領域パッケージ」「外科術後病棟管理領域パッケージ」「救急領域パッケージ」「精神・栄養ケアモデル」「術中麻酔管理領域パッケージ」が指定を受けています。

なお、給付を受ける場合は、受講者本人が受講開始 1 か月前までに居住地のハローワークに申請する必要があります。教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給されます。

※ 専門実践教育訓練給付制度 (厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

※ 専門実践教育訓練給付金、教育訓練支援給付金についてのリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000558050.pdf>

※ 獨協医科大学 SD センター教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練講座)

<https://dept.dokkyomed.ac.jp/dep-m/ine/tokutei/about.html#benefit>

14. 個人情報の取り扱いについて

獨協医科大学では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。出願および受講手続きにあたって提供いただいた個人情報は、選考試験の実施、合格発表、受講手続き、履修関係等の必要な業務において使用させていただきます。

なお、本学が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続により開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

15. その他

COVID-19 感染拡大の状況により、研修の運営に変更が生じる場合があります。

交通案内



獨協医科大学 SDセンター 教育医療棟 5階 (事務室)
 教育医療棟 11階 (看護師特定行為研修室)

<車ご利用の方>

- ・東北自動車道から栃木都賀 JCT 経由
北関東自動車道「壬生 IC」から 3 分
東北自動車道「鹿沼 IC」から 20 分
※駐車場は、外来駐車場をご利用ください。
(受講生は無料 研修室に駐車券を持参してください)

<鉄道等ご利用の方>

- ・東武宇都宮線「おもちゃのまち駅」下車 駅西口よりバスにて 3 分
駅西口より徒歩 10 分
- ・JR 宇都宮線「宇都宮駅」下車 市内バスにて「東武宇都宮駅」まで 10 分
「東武宇都宮駅」より「おもちゃのまち駅」下車
- ・JR 宇都宮線「石橋駅」から タクシーにて 15 分
「石橋駅」から ゆうがおバス JR 石橋駅～獨協医大病院前 20 分

令和 5 年度 4 月募集受講生の今後の日程 (予定)

令和 5 年	4 月 4 日	開講式・オリエンテーション
令和 5 年	4 月初旬	共通科目 受講開始
令和 5 年	9 月下旬	共通科目 修了
令和 5 年	10 月 1 日	区分別科目 受講開始
令和 6 年	3 月下旬	区分別科目 修了・修了式

獨協医科大学 SD センター

看護師特定行為研修

担当: 永井(副センター長)、稲葉(看護教育部門長)

円谷・梅田・池本(事務員)

〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町北小林 880

TEL : 0282 (87) 2494 (内線 5481)

e-mail : sd@dokkyomed.ac.jp

<https://dept.dokkyomed.ac.jp/dep-m/ine/tokutei/>



ホームページ用
二次元コード



エントリー用
二次元コード